

## 出向者への未払い賃金を支払え！ 「申」第22号、25号について窓口回答を受ける！

昨年末、組合員の出向先である株式会社シムックスにおいて追給が二件発生しました。いずれも超勤手当の未払いであり、本人からの確認や申告により発覚したものでした。出向会社における未払い賃金に関する問題は、CMC（セントラルメンテナンス株式会社）、SMT（新幹線メンテナンス東海）、双葉鉄道工業株式会社など過去にも発生しており、2008年10月15日には「申」第14号で申し入れをし協議を行っています。再発防止に努めるとしながら四度発生したことにより、出向会社の単なるミスでは済ませられないことから申し入れていたものです。会社の回答と主な議論は以下の通りです。

### 「申」第22号（出向者の未払い賃金に関する申し入れ）

1. 過去に発生した全てのケースを改めて示すこと。

#### 【回答】

過去に発生したケースはその都度組合、本人へ説明を行っているので、貴側は十分承知しているはずである。

2. 原因について、就業規則の正確な提示をはじめとした雇用契約に関わる事務的な引き継ぎなどに問題はなかったのか明らかにすること。

#### 【回答】

出向にかかる事務的な引き継ぎは適切に行っている。

3. 再発防止対策を具体的に明らかにすること。

#### 【回答】

出向会社において、勤務作成に誤りが生じないような仕組みを作ったり、労働時間管理などについて担当者の知識、実務能力を高める取り組みを行うなど、適切に再発防止対策を策定し実行している。

4. 全出向会社に対して実態調査を行い、調査結果を開示すること。

**【回答】**

その様な考えはない。

5. 出向会社への賃金請求について、労基法115条に定める賃金債権の消滅時効があるとし、2年間の賃金しか請求しないと回答している。しかし、民法第145条には「時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない」とあるように、賃金請求に対して労基法115条を援用する、しないは出向会社の判断であると考えるが、見解を示すこと。

**【回答】**

出向者の賃金債権債務関係で言えば、出向休職中であっても当然、当社と出向社員の間には雇用関係が存在しており、また、会社基準での出向においては当社が当社就業規則（賃金規程、出向規程）に則り、賃金の支払いを行ってきていることから、当社は賃金債務にかかる一義的な当事者である。従って、賃金請求権の消滅時効にかかる規定を当社が援用できることは当然である。

6. 賃金は労働者にとって最も重大な労働条件であり、賃金の未払いによって受ける組合員の損益は計り知れないと言える。したがって、全出向期間の未払い賃金を会社が責任を持って全額支払うこと。

**【回答】**

その様な考えはない。

## **労基法の援用は当社(JR東海)だ！**

組合：労基法115条の援用はJR東海でいいのか。

会社：そうだ。

組合：CMC出向者への追給が発生した時は、出向会社に2年間しか請求できないと回答したではないか。（業務速報No.663号参照）

会社：以前の議論は知らない。

組合：つまり、労基法115条の援用は出向会社だと回答している。

会社：以前の回答は知らないが、賃金は当社が支払っているものであり、雇用関係のある当社が法律の援用を行うことになる。

組合：では、JR東海が未払い賃金を全額支払えばいい。

会社：その様な考えはない。

組合：労働の対価として賃金があるのであり、未払い賃金は許されない。

会社：法律に基づき適正適法だと考える。

組合：事務的な引き継ぎは適切に行っていると言うが、何度も発生している。本当に指導をしているのか。

会社：適切に行っている。

組合：実態調査は行わないのか。

会社：実態調査は会社の範疇で実施する。

組合：二度と問題を発生させないため、改めて出向会社に指導をすること。

以 上

# 労働委員会を軽視しているのか！

## 「申」第25号(愛知県労働委員会命令に基づく申し入れ)

2月12日、愛知県労働委員会は、愛労委平成18年不第1号事件について組合側の主張を認め、会社の不当労働を認定する命令書を交付しました。命令では、9件の組合掲示物撤去は、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であると認定し、文書を本部、新幹線関西地本及び名古屋車両所分会に交付することを命じたことから申し入れていたものです。

1. 愛知県労働委員会の命令を真摯に受け止め、直ちに命令を履行すること。  
また、謝罪文を本社、関西支社及び全現業機関に掲出すること。
2. 企業として社会的責任と反省の上に立ち、再審査申し立て、行政命令取り消し訴訟等を行わないこと。

### 【回答】

命令を踏まえてしかるべく対応をする。

会社：東海労関西（この9点の掲示物を掲載した）をはり出した。大阪交番検査車両所などだ。命令が確定していない段階で掲出した。掲示物の撤去が争点になっているのに、集团的労使関係にもとる行為だ。

組合：これは組合への抗議か。

会社：話をしているということだ。

組合：では、組合からも話をするが、労働委員会の命令を軽視しているのか。会社が一方的に掲示物を撤去することが不当労働行為と認定されれる。すでに最高裁判所でも確定したものもある。命令を真摯に受け止めよ。

会社：見解の相違である。

組合：大阪交番検査車両所以外はどこが掲出しているのか。

会社：大阪交番検査車両所等だ。

以 上